

山形県手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
(手数料の徴収)	(手数料の徴収)
第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。	第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。
(1)～(424) 一略一	(1)～(424) 一略一
(425) 教育職員 教育職員 3,300円 免許法（昭和24年法律第147号）許状の授与 第5条第1項及与手数料 び第2項並びに <u>第16条の2第1項及び第2項の規定に基づく普通免許状の授与</u>	(425) 教育職員 教育職員 3,300円 免許法（昭和24年法律第147号）許状の授与 第5条第1項及与手数料 び <u>第16条第1項の規定に基づく普通免許状の授与</u>
(426) 教育職員 教育職員 3,300円 免許法 <u>第5条第3項</u> の規定に基許状の授与 づく特別免許状与手数料の授与	(426) 教育職員 教育職員 3,300円 免許法 <u>第5条第2項</u> の規定に基許状の授与 づく特別免許状与手数料の授与
(427) 教育職員 教育職員 1,700円 免許法 <u>第5条第6項</u> の臨時免許 の規定に基許状の授与 づく臨時免許状与手数料の授与	(427) 教育職員 教育職員 1,700円 免許法 <u>第5条第5項</u> の臨時免許 の規定に基許状の授与 づく臨時免許状与手数料の授与
(427)の2 一略一	(427)の2 一略一
(427)の3 教育 免許状更 3,300円 職員免許法第9条の2第1項の了者に係る規定に基づく同教育職員の免許する免許状更新の有効講習の課程を修了した者に係る申請手数料免許状の有効期料間の更新の申請に対する審査	(削る)
(427)の4 教育 免許状更 3,300円 職員免許法第9条の2第1項の除者に係	(削る)

規定に基づく同 る教育職  
条第3項に規定 員の免許  
する免許状更新 状の有効  
講習を受ける必 期間更新  
要がないものと 申請手数  
して免許管理者 料

が認めた者に係  
る免許状の有効  
期間の更新の申  
請に対する審査

(427)の5 教育 教育職員 2,000円  
職員免許法第9 の免許状  
条の2第5項の 有効期  
規定に基づく免 期間延長申  
許状の有効期間 請手数料  
の延長の申請に  
対する審査

(427)の6 教育 免許状更 3,300円  
職員免許法及び 新講習修  
教育公務員特例 了確認申  
法の一部を改正 請手数料  
する法律 (平成  
19年法律第98  
号。次号から第  
427号の9まで  
において「平成  
19年改正法」と  
いう。) 附則第  
2条第2項の規  
定に基づく免許  
状更新講習の課  
程の修了に係る  
確認の申請に対  
する審査

(427)の7 平成 修了確認 3,300円  
19年改正法附 期限を経  
則第2条第3 過した者  
項第3号の規 の免許状  
定に基づく免 更新講習  
許状更新講習 修了確認  
の課程を修了 申請手数  
した後教育職 料  
員免許法施行  
規則の一部を  
改正する省令

(削る)

(削る)

(削る)

(平成 20 年文  
部科学省令第  
9 号) 附則第  
6 条第 1 項に  
規定する期間  
内にあること  
に係る確認の  
申請に対する  
審査

(427) の 8 平成 修了確認 2,000 円  
19 年改正法附則期限延期  
第 2 条第 4 項の 申請手数  
規定に基づく修 料  
了確認期限の延  
期の申請に対す  
る審査

(427) の 9 平成 免許状更 3,300 円  
19 年改正法附則 新講習受  
第 2 条第 5 項の 講免除認  
規定に基づく免 定申請手  
許状更新講習を 数料  
受ける必要がな  
い者であること  
に係る認定の申  
請に対する審査

(428)～(429) －略－

(430) 教育職員 教育職員 1,700 円  
免許法第 6 条第 檢定手数  
1 項及び第 4 項 料  
の規定に基づく  
教育職員検定

(430) の 2～(478) －略－

2 －略－

(削る)

(削る)

(428)～(429) －略－

(430) 教育職員 教育職員 1,700 円  
免許法第 6 条第 檢定手数  
1 項の規定に基 料  
づく教育職員検  
定

(430) の 2～(478) －略－

2 －略－